

タイトル	(和文) デジタル課税の問題と WTO ルール (英文) Digital Tax Issues and WTO rules		
研究報告希望部会	デジタル研究部会	(フリガナ) 氏名	イワタ ノブト 岩田 伸人
キーワード (3 語)	デジタル税 (DST) ・ OECD の新課税案 ・ 米国通商法 301 条	ご所属	青山学院大学
報告時の言語	○日本語 英語 (どちらかに○印をつけてください)		
<p>(和文要旨 40 字×5 行 200 字以内)</p> <p>デジタル課税(digital tax)は DST(Digital Service Tax)とも称される内国税であり、現在 OECD で国際デジタル課税の新たな仕組みが検討されている。他方、関税(tariffs)は、WTO 協定(GATT)の下で 1998 年より「デジタル送信には関税を課さない」旨の暫定的合意が今も維持されている。本報告では、DST(デジタル・サービス税)をめぐる、<u>国々の対立と協調の構図</u>を、WTO と O E C D の 2 つの国際機関整の関係性から考察する。</p>			
<p>(和文報告概要 40 字×40 行 1,600 字以内)</p> <p>本報告の目的は、国境を超えてグローバルにデジタル・サービスを提供する I T 企業(GAFA)に課される DST(デジタル・サービス税)をめぐる、<u>国々の対立と協調の構図</u>を、WTO と O E C D の 2 つの国際機関整の関係性から考察することである。</p> <p><u>WTO(世界貿易機関)</u>では、1998 年当時の WTO 閣僚会議で加盟国の全会一致により (翌会の閣僚会議までの原則 2 年間について) 「電子的送信への関税不賦課」が合意された (モラトリアム合意)。それ以来、WTO 加盟国間ではデジタル・データへの関税は課されていない。WTO 加盟国が締結する RTA(地域貿易協定)の中には、「関税不賦課」を(暫定ではなく)恒久的な取り決めとする TPP や USMCA もあれば、中国の RTA のように関税賦課を暫定的な取り決めとしているケースもある。</p> <p><u>OECD(経済協力開発機構)</u>では、従来の国際課税原則(法人税の賦課は物的拠点を条件に可)に加えて、新たな課税方式案(法人税はデジタル・サービス消費の存在を条件に可)が年内の国際合意となる見込みだったが、米 EU 間の対立によって年内の合意は困難とみられる。同案には、EU のデジタル単一市場化に伴う域内課税方式が参考にされたと推察される。2020 年には、フランスを筆頭とする EU の複数メンバー国及びインド・ブラジルを含む複数の途上国がデジタル・サービス税 (Digital Service Tax: 以下 DST) を導入し始めた。</p> <p>他方、米国(トランプ政権)は、OECD 下での新国際課税制度の検討を支持する一方で、国々が異なる DST を導入することには反対するとしていたが、通商法 301 条の下でフランスを含む複数国の DST を対象に調査と協議を実施し、フランスの DST には対抗措置(報復関税)を 2021 年 1 月までに実施するとした。</p> <p>本報告では、グローバルなデジタル市場における最近の国々(主に E U と米国)および国際機関(OECD)の動向について概観・整理することで、問題の所在を明らかにし、今後のデジタル経済の方</p>			

向性について考察する。最後に、WTO ルールとの関わりについて考察を行う。

報告概要：

デジタル課税の動向・・・先進国(EU 加盟国)と途上国のデジタル課税の特徴

デジタル課税のタイプ・・・売上高に課すケース、所得に課すケース

デジタル課税の対象業態・・・オンライン広告、デジタル・インターフェース、など

WTO のモラトリアム合意・・・デジタル送信への関税不賦課

OECD の新課税方式・・・従来の国際課税慣行との違い(生産地主義と消費地主義)

デジタル税・DST をめぐる経緯(1998～2020 年)・・・WTO/OECD/EU/フランス/米国(USTR/財務省)

関係主体の動向・・・OECD の動向、EU の動向、米国(USTR)の動向、WTO の動向

フランスの DST と OECD のデジタル税の比較

WTO ルールとの関連性・・・租税協定、内国民待遇、国境税調整(直接税と間接税)

地域貿易協定とデジタル税・・・デジタル税を支持する国(EU・英国)と反対する国(米国)

むすび